

令和2年度酒田市住宅リフォーム総合支援事業（新生活様式工事分）

新生活様式に対応した工事に最大20万円を補助します

快適な生活環境を営むため、良質な居住環境の整備を行い、住宅の質の向上及び新型コロナウイルス感染症の影響を受け住宅の新生活様式に対応した工事を行う方に対し補助金を交付します。

募集期間

令和2年10月19日(月)～令和3年2月26日(金)

募集件数

30件(予定)【先着順・予算に達した時点で終了】

補助金の額

対象工事費の1/2(上限20万円)※千円未満切り捨て

対象となる工事

次のすべての項目に該当する住宅リフォーム工事

- 新生活様式に対応した①～③のいずれかに該当する工事（裏面参照）
 - 住宅にウイルスを持ち込まない工事
 - 住宅内の感染拡大を防止する工事
 - テレワーク（リモート授業）に対応する工事
- 対象となる工事の施工者が山形県内に本店を有し、かつ、酒田市内に事業所・営業所がある法人、又は、個人事業者であること。
- 対象工事費用の合計が2万円以上であること。
- 令和2年9月1日以降に工事着手されたもの。

①住宅内にウイルスを持ち込まない工事	②住宅内の感染拡大を防止する工事	③テレワーク(リモート授業)に対応する工事
		
<ul style="list-style-type: none">・宅配ボックスの設置・タッチレス玄関ドア・玄関脇手洗器の設置 等	<ul style="list-style-type: none">・通風式玄関ドア・全熱交換型換気扇・ステイルームの設置 等	<ul style="list-style-type: none">・テレワーク用防音対策・ワークスペース設置 等

補助の対象者

次のすべての項目に該当する方が申込みできます。

- 補助の対象となる住宅を自らが所有し、かつ、自らが居住する方。
- 補助の対象となる工事について、山形県・酒田市で実施している他の助成制度を利用していないこと。
- 市税等を滞納していないこと。
- 令和3年3月26日(金)までに実績報告書を提出できること。
- 酒田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）に規定する暴力団員等ではないこと。

※過去に住宅リフォーム総合支援事業を実施した方も利用可能

令和2年度酒田市住宅リフォーム総合支援事業（新生活様式工事分）

提出書類

【補助金交付申請時】

- ①交付申請書（様式第1号）
 - ②新生活様式工事に係る見積書の写し
 - ③新生活様式工事箇所の着工前のカラー写真（遠景・近景）
- ※必要に応じて図面・カタログ等で仕様を確認させていただく場合があります。

【実績報告時】

- ①実績報告書（様式第3号）
- ②新生活様式工事箇所の工事中、完了後のカラー写真（遠景・近景）
- ③工事の契約書の写し又は領収書の写し
- ④新生活様式工事後に居住した方は引越し後の住民票の写し

新生活様式工事

①住宅にウイルスを持ち込まない工事
1-1 宅配ボックスを設置する工事
1-2 モニター付きインターホンを設置する工事
1-3 開閉や施錠などをタッチレスで行える玄関ドアを設置 又は改修する工事
1-4 玄関脇手洗い器を設置する工事
1-5 タッチレス水栓器具を設置する工事
②住宅内の感染拡大を防止する工事
2-1 玄関ドアを閉めたままでも換気できる通風式玄関ドアや 玄関に網戸を設置する工事
2-2 全熱交換型換気扇等を設置する工事
2-3 感染が疑われる家族を隔離するためのステイルーム (室内に洗面台とトイレを設置する) 工事
2-4 感染リスクを少なくするためトイレを1か所以上増設する工事
2-5 抗菌・抗ウイルス機能のある建材へ更新する工事(内装材、手すり等)
2-6 住宅内に手洗い器を追加設置する工事
2-7 居室等の換気のために新たに開口部や網戸を追加する工事又は既設 の開口部に網戸を設置する工事
2-8 洋式便座を自動開閉式便座に交換する工事
③テレワーク又はリモート授業に対応する工事
3-1 テレワーク等を行うための防音に配慮した工事
3-2 居室等の一角でテレワーク等を行えるワークスペースを設置する 工事

お問い合わせ・申請先

酒田市建設部 建築課 確認審査係（市役所5階）

TEL 0234-26-5749

